

広島県告示第六百四十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成二十一年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名		聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
住所	氏名			
福山市松浜町三丁目八番二六号	有限会社エージェックにじゅういち代表者 田頭修造	平成二十一年七月六日(月)午後一時三〇分から午後一時五〇分	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。
福山市沖野上町一丁目一番一号	サンユウ不動産有限公司 森山秀範代表者	平成二十一年七月六日(月)午後一時五〇分から午後二時一〇分	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。